

選 挙 規 程

第1章 総 則

- 第 1条 この規程は、大阪府公立学校管理職員協議会第21条に基づき、本協議会役員選挙に関する事項を定める。
- 第 2条 この規程は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事、会計委員、会計監査委員、の選挙に適用する。
- 第 3条 役員選挙は年度初めの大会において行う。
- 第 4条 選挙を公正かつ能率的に行うため、選挙管理委員会を設ける。

第2章 選挙管理委員会

- 第 5条 選挙管理委員会は次の各地区より選ばれた9名の選挙管理委員によって構成する。
- 大阪市地区（2）、豊能地区（1）、三島地区（1）、北河内地区（1）、中河内地区（1）、南河内地区（1）、泉北地区（1）、泉南地区（1）
2. 選挙管理委員の任期は1年とする。
3. 役員及び役員候補者は選挙管理委員になることはできない。
- 第 6条 選挙管理委員は互選により委員長1名を選出する。
2. 選挙管理委員長は選挙管理委員会を代表する。
- 第 7条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長がこれを招集する。
- 第 8条 選挙管理委員会は次のことを行う。
1. 規約20条における役員のうち、若干名の数の決定
 2. 選挙の公示
 3. 立候補者の受付及び発表。
 4. 立候補者の資格審査。
 5. 投票及び開票の立会人、書記の指名。
 6. 当選の確認と発表。
 7. その他選挙管理に必要な事項。
- 第 9条 選挙の告示は、選挙公報により選挙期日の二週間前までに行う。
- 第10条 選挙管理委員会は必要に応じてその事務を事務局に委嘱することができる。

第3章 候 補 者

- 第11条 会員及び事務局管理職員は、役員選挙に立候補することができる。
- 第12条 立候補者を推薦しようとする時は、推薦候補者届に所定の事項を記入し、選挙管理委員会が指定する日までに、選挙管理委員会に届け出なければならない。

第13条 立候補する場合は、決められた立候補届に所定事項を記入し、選挙管理委員会が指定する日までに、選挙管理委員会に届け出なければならない。

第4章 選 挙

第14条 会員はすべて役員選挙の投票権を有する。

第15条 投票は規約第21条により、選挙管理委員会の指定した場所で行う。

2. 投票は無記名投票とし、各選挙につき、1人1票とする。
3. 投票は、定員1名のものは単記、定員2名のものについては完全連記とする。
4. 投票には、所定の投票用紙を使用し、それ以外は無効とする。

第16条 当選者の決定は、選挙管理委員会が行う。

2. 当選者は直接無記名投票者の過半数の同意を必要とする。

第17条 立候補者数が定数を超えない場合には、信任投票を行う。

2. 信任投票数の過半数に達しないときは、当選を決定することができない。

第18条 届出のあった立候補者がその選挙における定数に達しない場合は、その選挙の再公示を行い、投票日の5日前までに、手続きをとらなければならない。

第19条 当選者の失格あるいは欠員を生じたときは、補欠選挙を行う。

付 則

1. この規程の明示しない事項については、選挙管理委員会の合議により決定する。
2. この規程の改廃は、代議員会で決める。
3. (1)この規程は、昭和49年 3月 9日から施行する。
(2)この規程は、昭和49年 6月29日一部改正。
(3)この規程は、昭和58年 6月 4日一部改正。
(4)この規程は、昭和60年 5月15日一部改正。
(5)この規程は、昭和62年 5月 9日一部改正。
(6)この規程は、平成13年 5月25日一部改正。(役職名改称)
(7)この規程は、平成21年11月19日一部改正。
(8)この規約は、平成25年11月19日一部改正
(9)この規約は、平成30年11月21日一部改正